

学校いじめ防止基本方針

大阪府立旭高等学校

平成26年1月31日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、「自主自律・協調友愛」を校訓とし、「人間尊重の精神を重んじる」という教育方針のもと、人権教育にも重点を置いて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導主事、各学年主任、養護教諭、
生徒相談係、人権教育推進委員長

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

旭高等学校 いじめ防止年間計画					
	1年	2年	3年	学校全体	
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 高校生活支援カードによ って把握された生徒状況 の集約 個人面談の実施 (必要に応じて) 情報モラルの講演	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 個人面談の実施 (必要に応じて)	個人面談の実施 (必要に応じて)	個人面談の実施 (必要に応じて)	第1回 いじめ対策委 員会(年間計画の確認、 問題行動調査結果を共 有) 「学校いじめ防止基本 方針」のHP更新
5月	遠足	遠足	遠足	PTA総会で「学校い じめ防止基本方針」の趣旨 説明	
6月	体育祭	体育祭	体育祭	教職員間による公開授 業週間(わかる授業づくりの推進)	
7月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握) アンケート「安全で安心 な学校を過ごすために」 実施	アンケート回収箱の設 置	
8月	文化祭への取り組み	文化祭への取り組み オープンキャンパス	文化祭への取り組み オープンキャンパス	第2回委員会(進捗確 認)	

9月	文化祭	文化祭	文化祭	教育相談週間
10月	大学見学会 人権HR	人権HR	人権HR	上半期のいじめ状況調査 第3回委員会(状況報告と取組みの検証)
11月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	
12月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」 実施			アンケート回収箱の設置
1月				
2月				
3月				第4回委員会(年間の取組みの検証)

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

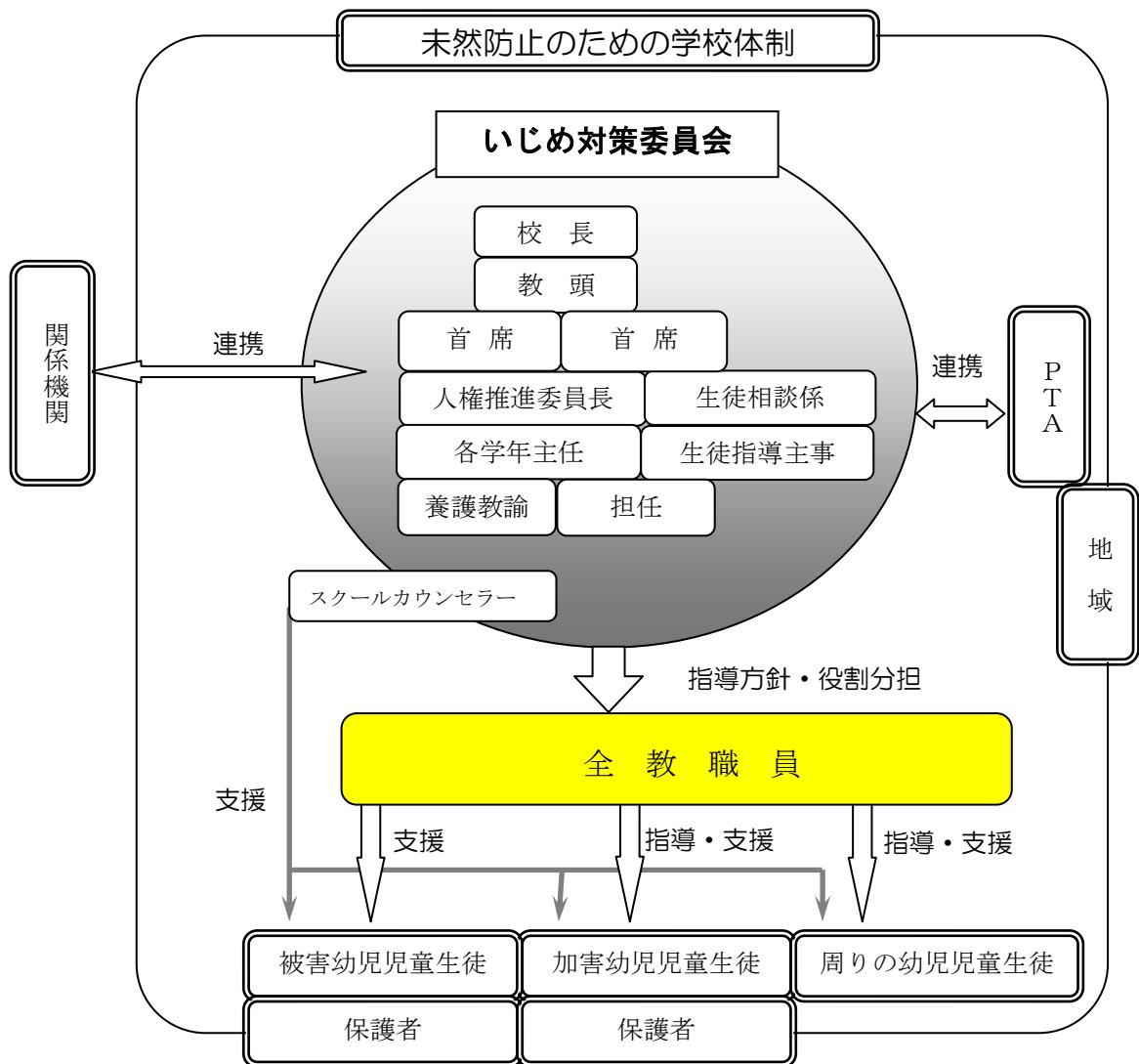
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめは未然防止が最も合理的かつ有効な対策であるので、「いじめはすべての児童生徒に起きる可能性がある」という考えのもと、全員を対象に事前の働きかけを積極的に行い、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが必要である。

旭高校いじめ対策体制



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して研修会等を実施する。児童生徒に対しては、人権HRや人権講演などを実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために、日頃の授業の中で当たり前に発言したり聴いたりする姿勢を育てる。
また、情報機器の使用モラルを向上のために学習会や講演会を実施する。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、分かりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進め、ストレス要因の排除に努める。
分かりやすい授業づくりを進めるために公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を設ける。

児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために授業や行事に主体的に参加・活躍できるように配慮し、自己有用感や自己肯定感を育む。

ストレスに適切に対処できる力を育むために児童生徒の居場所確保に努める。そのために、コミュニケーション能力を高め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため公開授業だけでなく、必要に応じて職員研修等を実施する。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校行事や部活動を充実させ、それらを通じて認め認められる人間関係を構築する。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権HRや人権講演会だけではなく、日頃の学級活動を充実させる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくこうとする熱い行動力が求められている。

いじめの早期発見には児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが重要である。そのためには、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが重要である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは年2回、生徒アンケート「安心で安全な学校生活を過ごすために」を実施し、生徒の状況について、担任はもちろん生徒相談係、管理職が適切に把握できるようにする。

定期的な教育相談としては、スクールカウンセラー来校の日に悩みを抱える生徒に面談を実施する。

日常の観察として、・担任と学年主任および保健室常駐者を中心に、悩みを抱える生徒の動向を把握し、状況の変化があれば、すぐに情報共有をできるようにする。

- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、担任は学校での生徒の状況を保護者に連絡するとともに、家庭での状況について把握する。

- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、生徒相談係、担任団の教員、保健室常駐者のいずれの場所でも、生徒からの悩みの相談を受け付けている。生徒相談係では投稿箱を設置、担任団の教員には担任だけでなく生徒の求めに応じて、度の教員でも相談を受け、保健室では養護教諭が中心となって、生徒の状況を把握する。それぞれの教員は、生徒が悩みを抱えることを把握した場合、生徒相談委員会でケース会議を開催し、対応について協議する。その結果については職員会議で報告し、学校全体の取り組みとする。
- (4) 学期に1回プリントやポスター掲示により、相談体制を広く周知する。
- 学校教育自己診断により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、プライバシー保護に十分配慮し適切に行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができるを考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談す

る。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受

けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。